

近況報告

弁護士 白石 加代子

昨年4月より埼玉弁護士会熊谷支部の支部長として、埼玉弁護士会や熊谷支部の会務に参加をしました。これまでの副支部長の役職とは異なり、予想以上に業務量が増えました。弁護士会支部を運営していくことの大変さを感じるとともに、会務の大切さも学ぶことができた一年でした。支部長の役職は今年3月までとなります。任期を全うしたいと思っています。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今年4月より育児・介護休業法が改正されます

2021年6月に育児・介護休業法が改正され、2022年4月1日より段階的に施行されます。育児・介護休業法は、仕事と家庭の両立を支援し、男女ともに育児・介護をしながら働き続けられる雇用環境を整備することを目的としています。改正点の一部をご紹介します。

1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

- ①育児休業に関する研修の実施
- ②育児休業に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ③自社の労働者の育児休業取得事例の収集・提供
- ④自社の労働者へ育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知のいずれかの措置について、事業主は講じなくてはなりません。



2 妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知と意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する事項（①育児休業に関する制度、②育児休業の申し出先、③育児休業給付に関する事項、④労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取り扱い）について周知し、また休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

個別周知・意向確認の方法については、面談、書面交付、FAX、電子メール等のいずれかになります。

3 有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件の緩和

現在、有期雇用労働者（契約期間が1年などと期間が定められている労働者）が育児休業を取得する場合、①引き続き雇用された期間が1年以上であること、②1歳6ヶ月までの間に契約が満了することが明らかでないことが要件となっています。

今年4月1日より①の要件が撤廃され、②の要件のみとなりました。これによりいわゆる正社員である無期雇用で働いている人と同様の取得条件になります。

ただし、労使協定など別途締結されている場合は「引き続き雇用期間が1年以上」の要件が適用される場合があります。

業務案内

業務時間

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時

相談の予約

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

法テラスによる法律扶助

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度（法テラスによる法律扶助制度）の利用も可能です。

新年の通常業務は1月6日(木)から行います。

けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人けやき総合法律事務所
〒360-0036
埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号
秩父鉄道熊谷ビル4階
TEL 048-527-6200
FAX 048-527-6210
E-mail keyaki-lo@mue.biglobe.ne.jp
http://www.keyakisougou-law.jp

新年明けましておめでとうございます

弁護士法人 けやき総合法律事務所
所長 弁護士 南雲芳夫
同 弁護士 白石加代子
ほか事務局一同



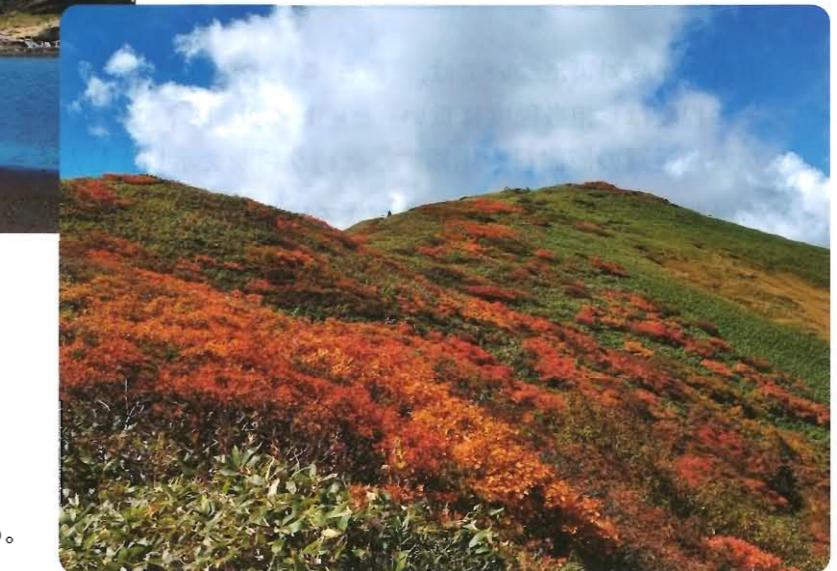
①栗駒山



②秋田駒ヶ岳



③平標山



日本の山・三態

日本の山は季節によってその姿を変える。

①は3月初めの栗駒山。宮城、岩手、秋田の3県にまたがり秋の紅葉で名高いが、冬は山スキーのクラシックルート。強風でも有名でこの日も雲が飛ばされていた。

②は秋田・岩手の県境にたつ秋田駒ヶ岳。透き通った水を湛える山頂直下の阿弥陀池と避難小屋。貸し切りの宿だったが夜中は強風に揺れた。

③は上越国境の平標山。秋晴れの9月に登ったが山頂部はすでに紅葉となっていた。

これら3山は、いずれも日本海側と太平洋側を分ける分水嶺で、山頂近くに降る雨は日本海と太平洋に「泣き別れ」となる。

国と東電の責任を問う福島原発事故訴訟 いよいよ最高裁の判決へ

弁護士 南雲 芳夫

国の責任を断罪した生業（なりわい）訴訟・仙台高裁判決

福島第一原発事故によって被害を受けた福島県等の住民約3800名が、津波対策を怠った東京電力、そして安全規制を怠った国を被告とし、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故訴訟を提起しました。

2020年9月、仙台高裁は、国及び東電の過失責任を明確に認める判決を言い渡しました。

結論が分かれた2つの東京高裁判決

その後、群馬県への避難者、そして千葉県への避難者が起こした2つの裁判について、相次いで東京高裁で判決が言い渡され、昨年1月の群馬訴訟判決は国の責任を否定し、2月の千葉訴訟判決は国の責任を認め、結論が分かれました。

高松高裁判決によって3勝1敗で最高裁へ



これに続いて、3月には、愛媛県への避難者の提起した裁判が高松高裁で結審を迎えました。この結審期日には、私も、福島県でたたかう生業訴訟の弁護団として「応援弁論」の機会を得て、愛媛の原告団に連帯のエールを送ることができました。

結審からちょうど半年後の昨年9月29日に、高松高裁は、「福島第一原発の敷地を超える津波の襲来は予見できなかった」とする国の主張を排斥し、政府・地震本部が示した日本海溝沿いの地震想定（「長期評価」）に基づけば、津波が敷地に遡上し原子炉の安全性を損なうおそれがあることを認識できたとして、国の責任を認める判断を示しました。

東電の津波対策については、「取るべき対応を適宜の時期に取らなかつたことは動かし難く、（東電の過失の程度は）相当程度に重い」と厳しく批判し、これを考慮して、政府が定めた（過失責任を前提としない）避難の慰謝料を増額するという判断を示しました。

写真は判決の直後に「旗出し」をする原告団（高松高裁前にて）

今年中にも想定される最高裁判決の影響

4つの高裁判決はいずれも最高裁に上告等がなされ、舞台は最高裁に移り、今年中にも判決が想定される状況です。

この最高裁判決の結論は、全国でたたかわれている民事訴訟はもとより、関連する東電元役員の刑事事件にも大きな影響を与えるものとなります。

また、わが国が今後、原発にどのように向き合っていくかという、より大きな問題にもつながるものといえます。



最高裁判所の外観

共同署名へのご協力を

生業（福島）、群馬、千葉そして愛媛の4事件の原告団・弁護団、そしてその他の全国の原告団も力を合わせ、統一して最高裁宛の署名活動に取り組むことになりました。

たびたびのお願いで恐縮ですが、同封の最高裁宛の署名へのご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

建設作業者のアスベスト訴訟、救済へ向け大きく動く

弁護士 白石 加代子

建設作業に従事した結果、アスベストに関連する病気に罹ってしまった被害者やその遺族が、国やアスベスト建材メーカーを相手に各地で訴訟を提起しています。私たち埼玉アスベスト弁護団は、首都圏建設アスベスト訴訟の第一陣訴訟、第二陣訴訟、埼玉建設アスベスト訴訟の代理人をつとめ、アスベスト被害の救済に取り組んでいます。

最高裁が国と一部メーカーの責任を認め、国は被害救済のための法律を制定

2008年5月、東京、埼玉、千葉のアスベスト被害者の方及びその遺族計200名以上が、被告である国及びニチアス等の40社を超えるアスベスト建材メーカーに対し、一患者当たり3850万円（弁護士費用含む）の損害賠償を求め、東京地方裁判所に裁判を起こしました（首都圏建設アスベスト訴訟第一陣訴訟）。

東京地裁では、2012年12月5日に国の責任を初めて認める判決が下され、また控訴審である東京高等裁判所は、2018年3月14日に、一人親方に対する国の国家賠償責任を初めて認めた上で、総額22億円を超える支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡しました。

そして、最高裁第一小法廷は、昨年5月17日、建設アスベスト神奈川・東京・京都・大阪の第1陣訴訟について、国と一部メーカーの責任を認める判決を言い渡しました。

この判決を受けて、翌18日、菅元総理が原告方に謝罪し、弁護団は、国との間で係属訴訟の早期和解解決、未提訴者の補償制度の立法、建材メーカーを含めた補償基金制度創設のための協議条項を含む基本合意書を締結しました。そして、昨年6月9日に「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立しました。建設アスベスト被害者が訴訟を起こさずに給付をうけることができる制度が制定され、提訴から13年でようやく原告団と弁護団の悲願が達成されました。

この制度を活用し、多くの被害者救済とともに、引き続き残された課題である建材メーカーをも含む救済制度への発展を目指します。

さいたま地方裁判所ではじめての和解成立

2020年3月に原告ら43名がさいたま地方裁判所に建設アスベスト訴訟を提起し、ついで同年10月に原告ら12名が同裁判所に追加提訴しました。

昨年10月13日の裁判期日において、一部の原告26名と国との間で「被災者及びその遺族である原告方に深くお詫びする」との条項を含む内容で、和解が成立しました。

建設アスベスト訴訟において、基本合意書に基づいて国が和解に応じることは、埼玉では初めてであり、全国でも、北海道、大阪、京都について4例目となります。

また、埼玉訴訟での和解は、2020年3月24日に全国で一斉提訴した訴訟の中では最も早く和解に至ったものであり、かつ、これまでに基本合意に基づいて行われた和解と比べても最大規模の和解といえます。

今後も国との和解成立を目指すとともに、メーカーに対する責任を追求していきます。

